# ○指宿市公有財産管理規則

平成18年1月1日 規則第45号

改正 平成18年3月31日規則第183号 平成18年10月1日規則第200号 平成19年3月30日規則第24号 平成20年3月31日規則第21号 平成21年3月31日規則第17号 平成21年6月23日規則第30号 平成22年9月6日規則第27号 平成23年2月23日規則第1号 平成23年3月11日規則第3号 平成25年9月2日規則第27号 平成26年3月24日規則第4号 平成26年3月28日規則第6号 平成26年8月28日規則第17号 平成27年1月26日規則第1号 平成28年3月16日規則第10号 平成28年9月16日規則第41号

# 目次

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 取得(第9条-第13条)

第3章 管理(第14条—第48条)

第4章 処分(第49条—第51条)

第5章 雜則 (第52条·第53条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、公有財産の取得、管理及び処分並びに物件の借入れ、使用、

受託その他管理に関し、法令その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条各項の定めるところによる。
  - (1) 公有財産
  - (2) 行政財産
  - (3) 普通財産
  - (4) 公有財産の分類
- 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 物件 法第238条第1項各号に掲げるものをいう。ただし、前条、第5条 第1項第9号及び第52条にあっては、法第238条第1項第6号及び第7号に掲 げるものを除く。
  - (2) 所管換え 第4条に規定する課等の間において公有財産の所管を移すことをいう。
  - (3) 教育財産 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第21条第2号に規定する教育財産をいう。
- 3 行政財産の種類は、公用財産と公共用財産とし、その意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 公用財産 市において、その事務又は事業を執行するため直接使用し、 又は使用することと決定した公有財産をいう。
  - (2) 公共用財産 市において、直接公共の用に供し、又は供することと決定した公有財産をいう。

(平27規則1・一部改正)

(公有財産の総括事務)

第3条 総務部財政課長(以下「財政課長」という。)は、公有財産の取得、管理及び処分の適正を期するため、その事務を統一し、公有財産の増減、現在高及び現状を明らかにし、その取得、管理及び処分について必要な調整を行う等

公有財産の総括に関する事務を分掌する。

(平20規則21·一部改正)

(公有財産の所管)

- 第4条 行政財産は、当該事務又は事業を所管する課等(指宿市組織及び事務分 掌等に関する規則(平成18年指宿市規則第4号)及び指宿市教育委員会の行政 組織等に関する規則(平成18年指宿市教育委員会規則第1号)に規定する課並 びに指宿市学校給食センター条例(平成18年指宿市条例第177号)に規定する学 校給食センターをいう。以下同じ。)の長に所管させる。ただし、同一の行政 財産で2以上の課等にわたる場合は、市長がその所管を定める。
- 2 普通財産は、財政課長に所管させる。ただし、次に掲げる普通財産は、当該 事務又は事業を所管する課等の長に所管させる。
  - (1) 山林
  - (2) 市営温泉浴場(元湯)
  - (3) 教職員住宅
  - (4) 前3号に掲げるもののほか,市長が必要と認めた普通財産 (平20規則21・一部改正)

(事前合議)

- 第5条 前条の規定により公有財産を所管する課等の長(以下「所管課長」という。)は、次に掲げる事項(別に定めるものを除く。)を行おうとするときは、あらかじめ財政課長に合議しなければならない。ただし、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路については、この限りでない。
  - (1) 公有財産に係る条例、規則、訓令、告示、通達又は要綱その他の内規の制定又は改廃に関すること。
  - (2) 公有財産の登記又は登録
  - (3) 公有財産の取得(工事又は製造に係るものを除く。),交換又は処分
  - (4) 公有財産の分類及び行政財産の種類の決定(工事又は製造に係るものを 除く。)若しくは変更又は行政財産の用途の廃止
  - (5) 公有財産の所管換え
  - (6) 行政財産の使用許可,貸付け又は私権の設定に関すること。

- (7) 普通財産を貸付け又は貸付け以外の方法により使用させることに関すること。
- (8) 公有財産に係る境界の確定又は変更
- (9) 物件の借入れ、使用、受託その他管理に関すること。
- 2 所管課長は、前項各号に掲げる事項を行ったときは、遅滞なく公有財産異動 通知書により財政課長に通知しなければならない。

(平19規則24·一部改正)

(実地調査及び措置要求等)

- 第6条 財政課長は、必要があると認めるときは、所管課長の所管する公有財産について、随時に当該職員に実地調査をさせることができる。
- 2 財政課長は、必要があると認めるときは、所管課長に対し公有財産に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は用途の変更、廃止、所管換えその他必要な措置を求めることができる。

(平19規則24·一部改正)

(登記又は登録)

- 第7条 所管課長は、登記又は登録を要する公有財産を取得し、又は処分するとき、その他必要が生じたときは、遅滞なくその手続をとらなければならない。
- 2 公有財産を取得する場合において、登記又は登録を要するものに当たっては、 買入れ代金又は交換差金の支払前にこれを移転するものとする。ただし、買入 れ代金又は交換差金の支払後にこれを移転しなければ契約し難い場合について は、この限りでない。
- 3 普通財産を売り払い,譲与し、又は交換渡しした場合において、登記又は登録を要するものにあっては、当該普通財産を引き渡した後にこれを移転するものとする。ただし、引渡し前に移転しなければ契約し難い場合については、この限りでない。

(登記費用の負担)

第8条 前条第3項の所有権移転登記に要する費用は、当該普通財産の売渡し、 譲与又は交換渡しを受けた者の負担とする。ただし、市長が、その者の負担と することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。 第2章 取得

(取得の基本)

第9条 公有財産を取得しようとするときは、公正な手段によって行い、かつ、 不当に財政の負担とならないようにしなければならない。

(取得前の措置)

第10条 課等の長が公有財産を取得しようとするときは、あらかじめ必要な調査を行い、当該物件について、用益的権利、担保的権利その他の義務負担があるときは、これを消滅させ、又はその他必要な措置を講じなければならない。

(取得の手続等)

- 第11条 課等の長が公有財産を取得し、かつ、その公有財産の分類及び行政財産の種類を決定しようとするときは、取得伺書に次に掲げる事項を記載し、又は書面を添付して決裁を受けなければならない。ただし、物件の性質及び取得の態様等によりその一部を省略することができる。
  - (1) 取得の区分(購入, 寄附等の別)
  - (2) 取得しようとする理由
  - (3) 取得しようとする物件の明細
    - ア 物件の種別(土地,建物等の別)
    - イ 公簿面の地目
    - ウ 現況
    - エ 面積又は数量(建物にあっては、各階ごとの面積と延面積)
    - オ 構造又は品質(建物にあっては、木造又は非木造の別、屋根及び外壁仕上げを含む。)
    - カ 設備(電灯,水道その他)
    - キ 新増築(造)年月日又は樹齢等(不明の場合は推定年月(樹齢)とし、(推)と付記すること。)
    - ク 関係図面(字絵図、付近見取図、配置図、実測図等)
  - (4) 物件の所在地,字名及び地番
  - (5) 取得しようとする価額及びその算定基礎
  - (6) 予算額及び支出科目

- (7) 取得予定年月日
- (8) 相手方の住所及び氏名(法人の場合は,その住所及び名称並びに代表者の氏名。以下同じ。)
- (9) 物件について現に効力を有する用益的権利,担保的権利その他の義務負担等の内容
- (10) 用途指定その他の取得条件等の内容
- (11) 取得後決定しようとする公有財産の分類及び行政財産の種類
- (12) 寄附申込書
- (13) 物件の時価評価額調書
- (14) 登記事項証明書
- (15) 契約書案
- (16) その他参考となる事項

(境界柱の設置)

第12条 所管課長は、土地を取得したときは、直ちに当該土地の境界を明確にする境界柱を設置し、実測図に境界柱の位置を明記の上その副本を財政課長に提出しなければならない。

(工事又は製造の依頼を受けた公有財産の引継ぎ)

第13条 工事又は製造を担当した課等の長は、工事又は製造の目的物である公有 財産を取得したときは、直ちに当該公有財産を工事(製造)完成に伴う公有財 産引継書(第1号様式)により当該工事又は製造を依頼した所管課長に引き継 がなければならない。

第3章 管理

(管理の基本)

- 第14条 所管課長は、その所管する公有財産について、臨機にその現状の把握及 び保存に必要な行為を行う等、善良な管理者の注意をもって管理しなければな らない。
- 2 所管課長は、公有財産の管理を行うに当たり特に次に掲げる事項に注意しなければならない。
  - (1) 維持、保存又は使用の適否

- (2) 土地の境界
- (3) 使用許可若しくは貸付けによる使用状況又は使用料若しくは貸付料の適否
- (4) 増減とその証拠書類等の符合
- (5) 登記又は登録の適否
- (6) 公有財産台帳記載内容の適否
- (7) その他管理上必要な事項

(公有財産台帳)

- 第15条 所管課長は、その所管する公有財産について、公有財産台帳(第2号様式)を備え、常に公有財産の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 財政課長は、公有財産について、公有財産台帳の副本を備えなければならない。
- 3 公有財産台帳には、関係図面及び書類を附属させなければならない。
- 4 公有財産を新たに公有財産台帳に登載する場合において、その登載すべき価格は、次に掲げるところによる。
  - (1) 購入に係るものについては、購入価額
  - (2) 新(増)築又は製造に係るものについては、その価額
  - (3) 交換に係るものについては、交換評価額
  - (4) 寄附に係るものについては、時価評価額
  - (5) 法第238条第1項第6号に掲げるもののうち株式については、額面株式に あっては券面額、無額面株式にあっては発行価額、その他のものについては 額面金額
  - (6) 法第238条第1項第7号の出資による権利については、出資金額
  - (7) 第1号から第3号までの規定により難いもの及び前各号に掲げるもの以外のものについては、時価評価額

(公有財産台帳の特例)

第16条 前条第1項の規定にかかわらず,道路については,道路法第28条第1項 の規定により道路管理者が調整する道路台帳をもって公有財産台帳に代えるこ とができる。 (公有財産台帳の調整)

第17条 所管課長は、その所管する公有財産について増減を生じ、又は使用許可、 貸付けその他の異動を生じたとき(1月以内の使用許可及び貸付けに係るもの を除く。)は、その都度公有財産台帳を調整しなければならない。

(公有財産の異動増減等の報告)

第18条 所管課長は、前条の規定により公有財産台帳を調整したときは、公有財産台帳の写しを添え20日以内に財政課長に報告しなければならない。ただし、 道路に係るものについては、この限りでない。

(定期報告及び会計管理者への通知)

- 第19条 所管課長は、その所管する公有財産について、指宿市「財政事情」の作成及び公表に関する条例(平成18年指宿市条例第50号)第3条第1項及び第2項に規定する期間の状況を公有財産現在高報告書(第3号様式)により作成し、毎年4月15日まで及び10月15日までに財政課長に報告しなければならない。
- 2 市長は、公有財産の全部について、毎年3月31日現在の状況を前項の報告書 により毎年6月10日までに会計管理者に通知するものとする。

(平18規則183・平19規則24・一部改正)

(事故報告)

第20条 所管課長は、その所管する公有財産について滅失又は損傷等の事故が発生したときは、臨機に必要な措置をとり、財政課長を経て市長に直ちにその旨を報告し、かつ、速やかに事故の内容その他必要な事項を記載した調書をもって詳細に報告しなければならない。

(平21規則17·一部改正)

(事務の引継ぎにおける実地立会い)

第21条 所管課長又は公有財産に係る事務に従事している職員が,異動その他の ため公有財産に関する事務を引き継ぐ場合においては,特別な理由がある場合 を除き,特に境界及び現況等について後任者と実地に立会いの上,引継ぎを行 わなければならない。

(平19規則24·一部改正)

(普通財産の変更等)

第22条 所管課長が、普通財産を行政財産に変更し、当該行政財産の種類を決定 しようとするときは、変更の理由その他必要な事項を記載して決裁を受けなけ ればならない。

(行政財産の用途の変更又は廃止)

第23条 所管課長が,行政財産の種類若しくは用途を変更し,又は行政財産の用途を廃止しようとするときは,変更し,又は廃止しようとする理由その他必要な事項を記載して決裁を受けなければならない。

(所管換え)

- 第24条 公有財産の所管換えを必要とする課等の長は、所管換えをしようとする 理由その他必要な事項を記載して決裁を受けなければならない。
- 2 所管換えする所管課長は、前項の決裁があったことを確認した後、公有財産 所管換引継書(第4号様式)により所管換えを受ける課等の長に引き継がなけ ればならない。

(公有財産の不法使用)

第25条 公有財産を不法に占有し、若しくは使用し、又はこれにより収益したものに対しては、市長は、直ちに、その占有若しくは使用を中止させ、これにより生じた損害を賠償させ、又は原状回復させなければならない。ただし、特別の理由があるときは、その占有又は使用に対して相当の料金を徴収してこれを追認することができる。

(境界確定の協議)

- 第26条 所管課長は、その所管する公有財産の境界が明らかでないときは、隣接 地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定 するための協議を求めなければならない。
- 2 公有財産との境界を確定するため、隣接地の所有者から協議又は立会いを求められたときは、土地境界確定申請書(第5号様式)を提出させてから協議又は立会いに応じなければならない。
- 3 前2項の協議が整った場合には、所管課長は、土地境界確定書(第6号様式) を作成するとともに、必要に応じ、公有財産台帳を整理し、境界柱を設置する ものとする。

(平26規則 4 · 一部改正)

(行政財産の使用許可の手続)

- 第27条 法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産(土地・建物)使用許可申請書(第7号様式)に参考書類を添えて提出しなければならない。
- 2 所管課長は、前項の行政財産(土地・建物)使用許可申請書が提出されたと きは、内容調査の上、次に掲げる事項又は書面を記載し、又は添付して決裁を 受けなければならない。
  - (1) 使用を許可しようとする理由及び使用の目的
  - (2) 使用許可年月日及び期間
  - (3) 使用料及びその算定基礎
  - (4) 使用料を減免しようとするときは、その理由及び根拠
  - (5) 使用料の歳入科目
  - (6) 使用許可書案
  - (7) 行政財産使用許可申請書
  - (8) その他必要な事項

(平21規則30·一部改正)

(行政財産の使用許可期間及び施設設置の制限)

- 第28条 行政財産の使用を許可するときは、その期間については1年を超えない ものとする。ただし、市長(教育財産に係る場合にあっては教育委員会)が特 別の理由があると認めるときは、5年を超えない範囲において許可することが できる。
- 2 前項の期間は、これを更新することができる。
- 3 建物その他の施設を設置させる場合には、原則として堅固な建物又はこれに 類する施設以下のものとする。

(行政財産の使用許可条件)

第29条 市長(教育財産に係る場合にあっては教育委員会)は、行政財産の使用 を許可するときは、次の条件を付するものとする。ただし、特別の理由がある と認めるときは、この限りでない。

- (1) 許可した行政財産の維持及び保存の費用の負担に関すること。
- (2) 許可を受けた者(以下「使用者」という。)以外の者が使用しないこと。
- (3) 許可した使用の目的以外に使用しないこと。
- (4) 第32条の規定により許可する場合を除き、許可した行政財産の原状を変更しないこと。
- (5) 許可を受けた行政財産を故意又は過失により荒廃させ、又は損傷し、その他許可条件に違反したときは、原状に回復し、又は市に生じた損害を賠償すること。
- (6) 使用期間中に公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、又は使用者が許可条件に違反したときは、催告の手続を要しないで許可を取り消すことがあること。
- (7) 使用期間の満了又は許可が取り消されたため、使用者又は第三者に損害 を生じても、市はなんらの責めにも任じないこと。
- (8) 第32条の規定により許可を受けた場合その他当該行政財産の維持及び保存に必要な場合において、使用者が支出した有益費又は必要費その他の費用があるときは、これを請求しないこと。
- (9) 使用者は、善良な管理者の注意をもって許可を受けた行政財産の管理の 任に当たること。
- (10) 使用者は,許可期間が満了し,又は許可を取り消されたときは,市長(教育財産に係る場合にあっては教育委員会)が指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。
- (11) その他必要な事項

(連帯保証人)

第30条 所管課長は、必要があると認めるときは、行政財産を使用する者に使用 許可条件の履行を保証する連帯保証人と連署した誓約書(第8号様式)を提出 させなければならない。

(行政財産使用許可等の通知)

第31条 所管課長は,第27条又は次条の規定による使用又は原状変更の許可を決定したときは,行政財産の使用(原状変更)許可書(第9号様式)によりその

旨を申請者に通知するものとする。

(行政財産の原状変更の手続)

- 第32条 使用者が当該行政財産の原状変更をしようとするときは、行政財産の原状変更申請書(第10号様式)に参考書類を添えて所管課長に提出し、市長(教育財産に係る場合にあっては教育委員会)の許可を受けなければならない。
- 2 所管課長は、前項の行政財産の原状変更申請書が提出されたときは、内容調査の上、許可しようとする理由その他必要な事項又は書面を記載し、又は添付して決裁を受けなければならない。
- 3 市長(教育財産に係る場合にあっては教育委員会)は,第1項の規定により 原状変更を許可するときは,条件を付することがある。
- 4 第30条の規定は、原状変更を許可した場合に準用する。

(使用行政財産の返還)

- 第33条 使用者は、行政財産の使用許可期間が満了し、若しくは使用しなくなったとき、又は許可が取り消されたときは、遅滞なく、公有財産返還書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 所管課長は、前項の公有財産返還書が提出されたときは、使用者と現地に立 会いの上、当該行政財産に異常のないことを確認してその引渡しを受けなけれ ばならない。

(行政財産の貸付け及び私権の設定)

第34条 法第238条の4第2項の規定により,行政財産である土地の全部若しくは 一部若しくは建物等の一部を貸し付け,若しくは当該土地に私権を設定する場 合又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11年法律第117号)第69条第6項から第10項まで及び第70条第5項から第8項ま での規定に基づき行政財産を貸し付ける場合については,普通財産の貸付けの 規定を準用する。ただし,市長が特に必要と認める場合は,この限りでない。

(平19規則24・平26規則17・一部改正)

(普通財産の貸付けの手続)

第35条 普通財産の貸付け(貸付け以外の方法により使用させる場合を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、普通財産貸付(使用)申請書(第12号様式)

に参考書類を添えて提出しなければならない。

- 2 所管課長は、前項の普通財産貸付(使用)申請書が提出されたときは、内容 調査の上、次に掲げる事項又は書面を記載し、又は添付して決裁を受けなけれ ばならない。
  - (1) 貸し付けようとする理由及びその用途
  - (2) 貸付年月日及び期間
  - (3) 貸付料及びその算定基礎
  - (4) 貸付料を減免しようとするときは、その理由及び根拠
  - (5) 貸付料の歳入科目
  - (6) 貸付契約書案
  - (7) 普通財産貸付(使用)申請書
  - (8) その他必要な事項

(普通財産の貸付契約)

- 第36条 普通財産の貸付契約を締結しようとするときは、指宿市契約規則(平成 18年指宿市規則第44号)第37条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を 記載した契約書によらなければならない。ただし、特別の理由により決裁を受 けたときは、その一部を省略することができる。
  - (1) 普通財産の所在地、字名、地番及び明細(図面を添付すること。)
  - (2) 貸し付けようとする普通財産の用途及びその開始期日(土地の場合は,施設させる建物その他の施設の構造(木造,コンクリート造,鉄骨造,ブロック造等の別)も記載すること。)
  - (3) 貸付期間
  - (4) 貸付期間の延長又は更新に関すること。
  - (5) 貸付料
  - (6) 貸付料の支払方法及びその期日並びに遅延利息に関すること。
  - (7) 貸付料の改定に関すること。
  - (8) 貸付普通財産の引渡しに関すること。
  - (9) 貸付普通財産の維持保存の費用の負担に関すること。
  - (10) 権利を売却し、譲与し、又は貸付普通財産を転貸しないこと。

- (11) 貸し付けた用途以外の用途に使用しないこと。
- (12) 第39条第1項ただし書の規定により承認を受けた場合を除き、原状を変更しないこと。
- (13) 貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)が、故意又は過失により 貸付けを受けた普通財産を荒廃させ、又は損傷したときは、原状に回復し、 又は市に生じた損害を賠償すること。
- (14) 借受者が契約に違反したときは、催告の手続を要しないで契約を解除し、かつ、違約金を要求することができること。
- (15) 貸付期間中においても市、国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、催告の手続を要しないで契約を解除することができること。
- (16) 貸付期間が満了し、又は契約を解除されたときは、市長が指定する期日までに、貸付前の原状に回復して引き渡すこと、又は原状に回復できない場合の措置に関すること。
- (17) 借受者が支出した有益費又は必要費の請求権放棄に関すること。
- (18) 借受者は、善良な管理者の注意をもって貸付普通財産の管理の任に当たること。
- (19) 貸し付けた普通財産の管理については、必要があるときは、借受者に対し、その契約の履行について質問し、帳簿類等を調査し、又は参考となるべき事項その他の資料の提出を求めることができること。この場合において借受者は、その調査を拒み、妨げ、又は資料等の提出を怠ってはならないこと。
- (20) その他必要な事項

(平18規則200·一部改正)

(普通財産の貸付期間)

- 第37条 普通財産は、次に掲げる期間を超えて貸し付けてはならない。
  - (1) 建物の所有を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合は30年
  - (2) 竹木の所有を目的として、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は20年

- (3) 前2号に掲げる以外の目的で土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は 10年
- (4) 土地及び土地の定着物以外の普通財産を貸し付ける場合は5年(ただし, 船舶を貸し付ける場合にあっては10年)
- 2 前項の貸付期間は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める期間を超えな い範囲内で更新することができる。
  - (1) 前項第1号に規定する貸付けの最初の更新は20年,第2回目以降の更新 は10年
  - (2) 前項第2号から第4号までに規定する貸付けの更新は、それぞれ当該各 号に定める期間
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる普通財産の貸付けは、当該各 号に定める期間とする。
  - (1) 借地借家法(平成3年法律第90号)第22条の規定による土地及び土地の 定着物の貸付けは50年
  - (2) 借地借家法第23条第1項の規定による土地及び土地の定着物の貸付けは 30年以上50年未満
  - (3) 借地借家法第23条第2項の規定による土地及び土地の定着物の貸付けは 10年以上30年未満
  - (4) 借地借家法第24条の規定による土地及び土地の定着物の貸付けは30年以 上50年以内
  - (5) 借地借家法第38条の規定による建物の貸付けは10年以内 (平18規則200・平23規則1・一部改正)

(貸付期間の延長又は更新)

第38条 所管課長は、普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間が前条 第1項各号に定める期間に満たないときは、その満たない期間内において貸付 期間を延長することができる。この場合において所管課長は、借受者に対し、 普通財産貸付(使用)期間延長(更新)申請書(第13号様式)に参考書類を添 えて、貸付期間満了の1月前までに提出させ、内容調査の上、契約書案を添え、 適当と認める理由その他必要な事項又は書面を記載し、又は添付して決裁を受 けなければならない。

2 所管課長は、前条第2項の規定により貸付期間を更新しようとするときは、 前項の規定に準じ、その手続をとらなければならない。

(普通財産の転使用等の禁止)

- 第39条 普通財産の借受者は、当該財産の用途以外の用に供し、又は貸付けを受けた普通財産の原状を変更してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 所管課長は、前項ただし書の規定により普通財産の原状を変更した者に対し 必要があるときは、原状回復を命ずることができる。

(普通財産の契約の変更)

- 第40条 普通財産の借受者は、貸付けを受けた普通財産の用途その他の契約の内容を変更しようとするとき(原状変更をしようとするときを除く。)は、普通財産の貸付契約変更申請書(第14号様式)に参考書類を添えて提出しなければならない。
- 2 所管課長は、前項の普通財産の貸付契約変更申請書が提出されたときは、内 容調査の上、契約変更書案を添え承認しようとする理由その他必要な事項又は 書面を記載し、又は添付して決裁を受けなければならない。

(行政財産の規定の準用)

第41条 第30条, 第32条及び第33条の規定は, 普通財産の貸付けの場合に準用する。

(普通財産の貸付料)

- 第42条 普通財産を貸し付ける場合の貸付料は、当該普通財産の時価評価額に100 分の4を乗じて得た額を年額とする。ただし、市長が特別の理由があると認め るもの又は不動産以外の普通財産の貸付料は、その都度定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、貸付料のうち消費税法(昭和63年法律第108号)第 6条の規定により非課税とされるものを除くものについての貸付料の額は、前 項の規定により算出した額に100分の108を乗じて得た額(その額に10円未満の 端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。)とする。
- 3 貸付期間が1年に満たないものについては、貸付料の年額を当該年の日数で

除して得た額に貸付日数を乗じて得た額とする。

4 前3項の規定にかかわらず,指宿市道路占用料徴収条例(平成18年指宿市条例第160号)別表の占用物件の欄に掲げる電柱等を普通財産内に設置するために貸し付けする場合の貸付料の額は、同条例第2条の規定による額とする。

(平19規則24・平26規則6・一部改正)

(普通財産の貸付料の納付期日)

第43条 普通財産の貸付料は、市長が指定した日までに納付しなければならない。 ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(普通財産の貸付料の遅延利息)

- 第44条 普通財産の貸付料を納付期日までに納付しないときは、貸付料に納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年2.8パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する遅延利息を徴収する。この場合10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 遅延利息は、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を 免除することができる。

(平18規則200・平20規則21・平21規則17・平22規則27・平23規則3・平 25規則27・平26規則17・平28規則41・一部改正)

(公有財産の移築,引継ぎ等)

- 第45条 公有財産の移築又は改築若しくは改造をしようとするときは,第11条の 例により決裁を受けなければならない。
- 2 第13条の規定は、移築又は改築若しくは改造の場合に準用する。

(交換の手続等)

- 第46条 所管課長は、普通財産を交換し、かつ、交換受けする公有財産の分類及び行政財産の種類の決定をしようとするときは、交換伺書に次に掲げる事項及び書面を記載し、又は添付して決裁を受けなければならない。ただし、物件の性質等によりその一部を省略することができる。
  - (1) 交換しようとする理由
  - (2) 交換しようとする相手方の住所及び氏名
  - (3) 交換受けしようとする物件の明細等

- ア 物件の種別(土地,建物等の別)
- イ 公簿面の地目
- ウ 現況
- エ 面積又は数量(建物にあっては、各階ごとの面積と延面積)
- オ 構造又は品質(建物にあっては、木造又は非木造の別、屋根及び外壁仕上げを含む。)
- カ 設備(電灯,水道その他)
- キ 新増築(造)年月日又は樹齢等(不明の場合は,推定年月(樹齢)とし, (推)と付記すること。)
- ク 物件の所在地,字名及び地番
- ケ 物件について現に効力を有する用益的権利,担保的権利その他の義務負 担等の内容
- コ 交換受け後決定しようとする公有財産の分類及び行政財産の種類
- サ 関係図面(字絵図,付近見取図,配置図,実測図等)
- シ その他参考となる事項
- (4) 交換渡ししようとする普通財産の明細等
  - ア 普通財産の種別(土地、建物等の別)
  - イ 現況及び従前の用途
  - ウ 財産台帳の写し
  - エ その他前号イ、エからケまで、サ及びシに掲げる事項
- (5) 交換年月日
- (6) 交換価額(交換受価額及び交換渡価額)及び交換差金並びにその収納(支払)方法
- (7) 交換差金の歳入(歳出)予算額
- (8) 用途指定その他交換条件等の内容
- (9) 交換受物件及び交換渡ししようとする普通財産の時価評価額調書
- (10) 交換契約書案
- (11) その他参考となる事項

(交換の用途指定)

第47条 一定の用途に供させる目的をもって普通財産を交換しようとするときは、 その用途並びにその用途に供する始期及び期間を指定(以下「用途指定」とい う。)しなければならない。

(用途指定後の調査等)

- 第48条 所管課長は、用途指定をした物件について毎年度1回以上随時に、当該 用途指定に違反していないかどうかを確かめるため、当該用途指定を受けた者 又は関係者と実地に立会いの上調査しなければならない。
- 2 所管課長は、前項の実地調査の結果、用途指定に違反しているとき、又はその他必要があると認めるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

第4章 処分

(処分の基本)

第49条 普通財産を処分するときは、公正な手段をもってこれを処分しなければ ならない。

(普通財産の処分)

- 第50条 所管課長は、普通財産を処分しようとするときは、次に掲げる事項又は 書面を記載し、又は添付して決裁を受けなければならない。ただし、物件の性 質等によりその一部を省略することができる。
  - (1) 相手方の住所及び氏名
  - (2) 処分の区分(売却,譲与,取壊し等の別)
  - (3) 処分しようとする理由
  - (4) 処分年月日
  - (5) 普通財産の所在地, 字名及び地番
  - (6) 処分しようとする普通財産の明細
    - ア 普通財産の種別(土地,建物等の別)
    - イ 公簿面の地目
    - ウ 現況及び従前の用途
    - エ 面積又は数量(建物にあっては、各階ごとの面積と延面積)
    - オ 構造又は品質(建物にあっては、木造又は非木造の別、屋根及び外壁仕

上げを含む。)

- カ 設備(電灯,水道その他)
- キ 新増築(造)年月日又は樹齢等(不明の場合は,推定年月(樹齢)とし, (推)と付記すること。)
- ク 関係図面(字絵図,付近見取図,配置図,実測図等)
- (7) 処分しようとする普通財産について、現に効力を有する用益的権利、担 保的権利その他の義務負担等の内容
- (8) 用途指定その他の条件を付するときは、その内容
- (9) 処分しようとする価額及びその算定基礎
- (10) 予算額及び歳入科目
- (11) 処分しようとする普通財産の時価評価額調書
- (12) 契約書案
- (13) 取壊し工事費
- (14) 取壊し後の保管又は処分の方法
- (15) その他参考となる事項

(交換の用途指定準用)

第51条 第47条及び第48条の規定は、普通財産を処分する場合に準用する。

第5章 雑則

(物件の借入れ、使用、受託その他の管理)

第52条 物件の借入れ、使用、受託その他の管理に関しては、公有財産の取得、 管理及び処分の例による。

(その他)

第53条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の指宿市公有財産管理規則(昭和 53年指宿市規則第18号)、山川町公有財産管理規則(昭和58年山川町規則第152

号)又は開聞町公有財産管理規則(昭和59年開聞町規則第7号)の規定により 既に許可をしているもの又は既に許可をしているもので継続して許可を行うも のに係る普通財産の貸付料にあっては、当分の間、貸付料の負担調整を図るこ とができる。

附 則(平成18年3月31日規則第183号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日規則第200号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の指宿市公有財産管理規則第44条の規定は,遅延利息のうち平成18年 11月1日以後の期日に対応するものについて適用し,同日前の期日に対応する ものについては,なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第21号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の指宿市公有財産管理規則第44条の規定は、施行日以後に締結する契約 (同日前に締結された契約を変更する契約を除く。)について適用し、施行日前に締結された契約(当該契約を施行日以後変更する契約を含む。)については、なお従前の例による。

附 則(平成21年6月23日規則第30号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成22年9月6日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の指宿市公有財産管理規則の規定は、施行日以後に締結する契約(同日前に締結された契約を変更する契約を除く。)について適用し、施行日前に締結された契約(当該契約を施行日以後変更する契約を含む。)については、なお従前の例による。

附 則(平成23年2月23日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の指宿市公有財産管理規則の規定は、施行日以後に締結する契約(同日前に締結された契約を変更する契約を除く。)について適用し、施行日前に締結された契約(当該契約を施行日以後変更する契約を含む。)については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月11日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の指宿市公有財産管理規則第44条の規定は、施行日以後に締結する契約 (同日前に締結された契約を変更する契約を除く。)について適用し、施行日前に締結された契約(当該契約を施行日以後変更する契約を含む。)については、なお従前の例による。

附 則(平成25年9月2日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の第44条の規定は、施行日以後に締結する契約(施行日前に締結され

た契約を変更する契約を除く。)について適用し、施行日前に締結された契約 (当該契約を施行日以後変更する契約を含む。)については、なお従前の例に よる。

附 則(平成26年3月24日規則第4号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第42条第2項の規定は、この規則の施行の日以後の貸付けの期間に係るものについて適用し、同日前の貸付けの期間に係るものについては、なお 従前の例による。

附 則(平成26年8月28日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、第34条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第44条の規定は、施行日以後に締結する契約(施行日前に締結された契約を変更する契約を除く。)について適用し、施行日前に締結された契約 (当該契約を施行日以後変更する契約を含む。)については、なお従前の例による。

附 則(平成27年1月26日規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日規則第10号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月16日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第44条の規定は、施行日以後に締結する契約(施行日前に締結された契約を変更する契約を除く。)について適用し、施行日前に締結された契約 (当該契約を施行日以後変更する契約を含む。)については、なお従前の例による。 第1号様式(第13条関係)

第 号 年 月 日

様

工事担当課等の長の氏名

印

工事(製造)完成に伴う公有財産引継書

指宿市公有財産管理規則第13条の規定に基づき,下記のとおり公有財産を引き継ぎます。

記

- 1 工事(製造)名
- 2 工事(製造)場所及び所在地
- 3 工事(製造)金額
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工 期 年 月 日から 日間 年 月 日まで 日間
- 6 工事(製造)施行者名
- 7 引き継ぐ公有財産の明細
  - (1) 面積又は数量
  - (2) 構 造
  - (3) 設備

ア電気

- イ給水
- ウ その他
- (4) 関係図面(配置図,設計図等)
- 8 その他必要な事項
- (注) 7の(3)の設備については、それぞれ設備名と数量を記入すること。

第2号様式(1)(第15条関係)

(表)

#### 公有財産台帳(土地(山林を除く。)) 財産区分 所在地 地目 名称(用途) 添付書類 異動年月日 筆 数 異動地積 現在地積 取得又は処分価額 異動の理由 異動の相手方 境界標の有無 要 摘 実公 総 実 . . 公 括 実 . . 公 実 地 公 実 . . 公 積 実 . . 公 年 年 月 日 単 価 摘 沿革 登 価 附属建物 額 記

- 備考1 処分又は所管換えは朱書すること。 2 添付書類欄は、実測図、字絵図その他の添付書類名を記載すること。 3 境界標有無欄は、預無と記載すること。

(裏) 土 地 の 明 細

大	字	字	地	番	地目	現況	公簿地積	実測地積			取得又は処	分の相手方	登記 済の	摘	要
Ĺ	,	,		100	76 11	5676	2147618	X1807E/14	処分価額	処分年月日	住 所	氏 名	有無	1164	_

### 第2号様式(2)(第15条関係)

(表) 台 帳 公 有 財 産 (建 物) No. 財産区分 名称(用途) 所在地 所属 添付書類 積異 
 類 在 面 積

 床面積 延面積
 異動年月日構 造 棟 異動面積 価 数 動 理 由 0 総 括 面 積 月 日摘 要 年月日単 価 金 額沿 年 登 評 価 記 額 有 者 地 積 年月日 保 険 金 額 保険料 契約先 工事施行者名その他 所 敷 保 借地の場合貸主の住所氏名 借受年月日借 料 地 地 険 要

- 備考 1 価額欄は、建築費を記載すること。 2 処分又は所管換えは、朱書すること。 3 所在地の異なるものは、別葉ごとに記載すること。ただし、団地住宅については、団地ごとに別葉とする。

(裏) 建 物 の 明 細

符	符 号 名	称	構	造		面積	現 在		価 額	異動内容	異動年月日	摘	要	
1.9	.,	-		11.3	~=	床面積	延面積	床面積	延面積	ilmi 194	25201 7-11	2221711	3144	

### 第2号様式(3)(第15条関係)

312 · 3  ac.					公 有	財産	台帳()	山 林)							No.	
財産区	区分			所在地区			地區	区 経営[	区分			所	属			
所	在	地	森林	面	積	地 況	樹種及び		林		積					
大 字	字	地 番	の書 類	台 帳 (市)	実 測 (ha)	地地傾基土 位別斜礎壌		林齢	針 m³	広 m³	計 m³	評	価	額	摘	要
													~~~			
	~~~													~~~	~~~~	

備考 1 本表は、地区別、経営区分ごとに別葉とする。 2 摘要欄には、契約期日、契約の相手方等を記入すること。

## 第2号様式(4)(第15条関係)

# 公有財産台帳(鉱業権その他の物権)

区分			目的											所			在	=	数	量	所	ŕ		在	数	量
種			存	自至			沿					[	地													
目			続			+							積													
登 録			期	自至									明													
番号			間	自至			革						細													
異動年	ЕВП	+ፅ%	或事由	埠	Í		額	ì	咸		額	Ĩ	見	在	額		登	記	又	は	登	録		備		考
36391	L21 H	×11175	хти	数	量	価	額		量	価	額	数	量	価	額	年	月	日	E			台	勺	VHI		
							Р	3			円				円											

### 第2号様式(5)(第15条関係)

			公	有 財	産台帳	(有 価	証券)				No.	
		発	行	•	法	人			所 属			
名	称			所 在	地				171 府4			
証券	名称	取得・処分金額	取得・処分	年月日	額面金額	記号	番号	利率	現在価額	増減理由	摘	要
	×××××			~~~~~~								

備考 償還年月日のある債券, 証券については摘要欄に記載する。

第2号様式(6)(第15条関係)

# 公有財産台帳(出資による権利)

					名称														台帳 番号		
種 目												NI.	名	币	尔						
内 容												法	住	Ē	斤						
四 谷	1 47												事 業	内容	¥						
登録機関												人	資 2	<b>木</b> 组	È						
登録番号												Λ.	設立年	F月 F	1						
異動年	月日	増	減	事	由	坿	Ý		額	i)	或		額	Ŋ	見	在	高	備			考
共 助 午	л п	垣	俠	#	Щ	数	量	価	額	数	量	価	額	数	量	価	額	7049			5

## 第3号様式(第19条関係)

# 公 有 財 産 現 在 高 報 告 書

所属	(柳目 Δ は)			前车	F 度		増			減		現る	生 高	
区分	種目 (地目又は) 構造など)	名称又は用途	所在地	数量	価額	数量	単価	価額	数量	単価	価額	数量	価額	摘要
土地														
建物														
	~~~~													
ord who		~~~~~		~~~~	~~~~	~~~~	~~~~					~~~~		
動産														
右砾														
有価 証券														
何々														
			~~~~											

## 第4号様式(第24条関係)

			公有財	産所管	竞換引継	生書		
下記のとお	おり公律	す財産の	)引継ぎをし	ました。				
	年	月	日					
					引渡者	課等の長		印
					引受者	課等の長		印
1 引継物件				記				
種 別							摘	要
所 在								
数 量								
形 質								
評価額								
2 引継理由								
3 添付書類	図	面						

- 備考 1 種別欄は、土地については地目を、建物については構造種別を、その他については物件の名称を記載する。
  - 2 評価額は、時価見積価額とする。
  - 3 土地の筆数が2筆以上のとき、建物の構造が2種以上のとき、又は物件の種別が 異なるときは、継紙を用いること。
  - 4 本書は、3部作成し、当該課等の長が各1部を保管し、1部を財政課長に送付する。

# 第5号様式(第26条関係)

# 土地境界確定申請書

下記申請地と公有財産との	境界が不明確であるので,	立会いの上,	境界を確定くださる	
トら関係書類を派付して由慧	1 キオ			

	下記申請地と公有財産との場	竟界が不明確で	ごあるので,	立会	いの上,	境界	を確定	くださる
ょ	う関係書類を添付して申請し	<b>)ます。</b>						
					白	Ē.	月	日
	指宿市長 様							
		申請人	住所					
			氏名					
		(調査士等)	住所					
			氏名					
1.	公有財産の種別 □市道	□法定外套	公共物	□その	の他の行政	女財産		普通財産
2.	確認を必要とする理由 ①土地登記申請( 分筆 ②宅地造成又は構造物(ブロ			7	での他:			のため
	③その他 (						)	
3.	申請地の表示							
	土 地 の 所 在	地目	地積(	$(m^2)$	登記名			r.+-±
					登記名:	我八	- 児児	所有者
4.	隣接関係土地等の状況	'	'					
	土地の所在	地目	地積(	(m <sup>2</sup> )		所不		
		701	7四/頁(	(III )	登記名	義人	現所	所有者
5.	添付書類 ①申請者印鑑登録証明書(3 ②案内図(住宅地図等,申記) ③公図(申請箇所を朱線で明) ④登記簿謄本 ⑤境界確定に際しての参考 ⑥その他市が求めるもの	青地の位置を確 月示すること。	重認できる。 )					

#### 第6号様式(第26条関係)

# 土地境界確定書

下記土地と公有財産との境界については、境界確定協議の結果、別添図面のとおり協議が整い、境界が確定しました。

年 月 日

指宿市長即

- 1. 公有財産の種別 □市道 □法定外公共物 □その他の行政財産 □普通財産
- 2. 土地の所在
- 3. 立会年月日 年 月 日
- 4. 立会者(利害関係者等)署名 別添立会証明書のとおり
- (注)1 作成部数 2部
  - 2 添付書類 ①立会証明書 ②確定測量図 ③その他市が求めるもの

#### 第7号様式(第27条関係)

## 行政財産(土地・建物)使用許可申請書

年 月 日

指宿市長 様

申請人住所

氏 名

 $\bigcirc$ 

(連帯保証人) 住 所

氏 名

行政財産 について下記のとおり使用許可を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 行政財産の表示(所在・種目・面積)
- 2 使用の理由
- 3 使用の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

- 4 使用責任者名
- 5 添付書類名

備考 財産表示の種目は、土地については地目、建物については構造種別、面積はアール 又は平方メートルとする。 第8号様式(第30条関係)

誓 約 書

年 月 日

許可を受けた者 住 所

氏 名 印

(連帯保証人) 住 所

氏名 印

このたび市の行政財産の使用(原状変更)の許可を受けましたが、この上は、市の関係条例、規則及び許可条件その他の指示事項を固く守ります。

なお、使用に伴うすべての債務及び条件を履行することをここに誓約いたします。

第9号様式(第31条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 許可者職及び氏名

印

### 行政財産の使用(原状変更)許可書

年 月 日をもって申請のあった本市の行政財産の使用については、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第238条の4の規定に基づき、次により許可する。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)及び地方自治法の定めるところにより、この書面を受けた日の翌日から起算して3月以内に市長に審査請求(処分庁が教育委員会である場合は市長に審査請求)をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この書面を受けた日の翌日から起算して6月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長(処分庁が教育委員会である場合は教育委員会)となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この書面を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合は処分の取消しの訴えを提起することはできません。)。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

## (使用財産の表示)

第1 使用を許可する行政財産(以下「使用財産」という。)は、次のとおりとする。

名 称

所 在

種 類

面 積

使用部分 別添図面のとおり

(使用期間)

第2 使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(使用料及び延滞金)

第3 使用料は、金 円とし、市の発行する納入通知書により、その指定 する納付期限までに、その指定する場所において納付しなければならない。

2 使用料の納付期日までに納付しないときは、指宿市税条例(平成18年指宿市条例第55

号)の例により算出した延滞金を支払わなければならない。

(使用の目的及び方法)

第4 使用者は、使用財産を次に指定する目的及び方法により使用しなければならない。 使用目的

使用方法

(注意義務)

第5 使用者は、善良な管理者の注意をもって使用財産の維持管理に当たらなければならない。

(維持保存の費用負担)

第6 使用財産の維持及び保存の費用は、使用者が負担するものとする。

(使用上の制限)

- 第7 使用者は、使用財産について形質の変改をしてはならない。ただし、書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 使用者は、使用財産を第三者に使用させてはならない。

(使用許可の取消し又は変更)

- 第8 次の各号のいずれかに該当するときは、催告の手続を要しないで使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 使用財産を市において公用若しくは公共用に供するため必要とするとき,又は使用財産の維持管理上必要とするとき。
  - (2) 使用者が許可条件に違反したとき。
- 2 前項によって生じた使用者の損失については、市はこれを補償しないものとする。

(原状回復)

- 第9 使用者は、使用期間が満了したとき、使用しなくなったとき、又は第8により使用許可を取り消されたときは、直ちに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。
- 2 第8の規定により使用許可の取消しによって生じた使用者の損失は、補償しないものとする。

(損害賠償)

- 第10 使用者は、その責めに帰する理由により使用財産の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、使用者は、この許可書に定める義務を履行しないため市に

損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (光熱水費等の負担)

第11 使用者は,使用財産に附帯する電話,電気,ガス,水道等の諸設備の使用に必要な 経費を負担しなければならない。

#### (有益費等の請求権の放棄)

第12 使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求すること はできない。

#### (届出事項)

- 第13 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可者に届け出なければならない。
  - (1) 危険物を持ち込むとき、又は危険物を使用するとき。
  - (2) 使用の期間を短縮するとき、又は使用を廃止するとき。
  - (3) 行政財産の使用許可申請事項に変更を生じたとき。

#### (実地検査等)

第14 市において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示することができる。

#### (その他)

第15 この許可条件に定めのない事項及び疑義については、法令によるもののほか、市の 関係条例、規則等によるものとする。

#### 第10号様式(第32条関係)

# 行政財産の原状変更申請書

年 月 日

指宿市長 様

使用者住所 氏名 (連帯保証人)住所 氏名

使用行政財産を返還する場合は、貴職の指示に従いますので、下記のとおり原状を変更 させてくださるようお願いします。

記

- 1 使用行政財産の原状変更をしようとする内容
- 2 原状変更しようとする理由
- 3 使用行政財産の明細
- 4 使用料
- 5 使用期間
- 6 許可番号
- (注) 許可又は借受けの際,連帯保証人をたてた場合にあっては,当該連帯保証人と連署して提出すること。

# 第11号様式(第33条関係)

		年	月	日				
指宿市長様								
	借受人 住 所							
	氏 名							
	公 有 財 産 返 還 書							
下記のとおり公有財産を返還します。								
	記							
所 在 地								
土地の地目又は 建物の種類,構造								
数量又は面積								
使用許可年月日								
返還までの用途								
使用料又は貸付 料納入済の有無								
原状回復等の状況								
返 還 理 由								

# 第12号様式(第35条関係)

<b>华</b> 宏市』	<b>長</b> 様								年	月	日
1818117				申	請	者		所 名			
			:	連構	<b>持保</b> 訂	E人	住氏				
普通財産貸付(使用)申請書											
下記のと	とおり普通財産 ます。					を貸	で付け	け(使月	用させ)	てくだ	さるよ
記											
所 在 地											
種 別											
数 量											
使用目的											
借受期間											
理 由											
添付書類											

備考 種別欄は、土地については地目を、建物については構造種別を、その他については その名称をそれぞれ記載する。

### 第13号様式(第38条関係)

### 普通財産貸付(使用)期間延長(更新)申請書

年 月 日

指宿市長 様

 申請者住所

 氏名

 (連帯保証人)住所

 氏名

下記のとおり普通財産の貸付(使用)期間を延長(更新)したいので、指宿市公有財産管理 規則第38条第1項の規定により申請します。

記

- 1 延長(更新)の期間
- 2 延長(更新)の理由
- 3 普通財産の明細
- 4 貸付けを受けた理由及び用途
- 5 所在地, 字名及び地番

#### 第14号様式(第40条関係)

#### 普通財産の貸付契約変更申請書

年 月 日

指宿市長 様

 申請者住所

 氏名

 (連帯保証人)住所

 氏名

下記のとおり普通財産の借受契約の内容の一部を変更したいので、指宿市公有財産管理 規則第40条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更に係る借受普通財産
  - (1) 明 細
  - (2) 所在地,字名及び地番
- 2 変更しようとする理由
- 3 変更に係る現在の契約条項の抜粋
- 4 変更しようとする契約条項の案
- 注 借り受けた土地等に建物等の施設をする場合はその構造及び面積(数量)を,当該建物等の施設を他人に使用させる場合はその使用者名を記載すること。

- 第1号様式(第13条関係)
- 第2号様式(1)(第15条関係)
- 第2号様式(2)(第15条関係)
- 第2号様式(3)(第15条関係)
- 第2号様式(4)(第15条関係)
- 第2号様式(5)(第15条関係)
- 第2号様式(6)(第15条関係)
- 第3号様式(第19条関係)
- 第4号様式(第24条関係)
- 第5号様式(第26条関係)

(平26規則4·全改)

第6号様式(第26条関係)

(平26規則4·全改)

- 第7号様式(第27条関係)
- 第8号様式(第30条関係)
- 第9号様式(第31条関係)

(平21規則17・平28規則10・一部改正)

- 第10号様式(第32条関係)
- 第11号様式(第33条関係)
- 第12号様式(第35条関係)
- 第13号様式(第38条関係)
- 第14号様式(第40条関係)